

平成30年度 体罰等実態把握調査について

1 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象

区市町村立及び都立学校全 2,158校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。

(3) 調査内容

平成30年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)又はその疑いのある事案について調査を行った。

(4) 調査方法

教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査

(5) 調査対象期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等学校	特別支援学校	都合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
学校設置数	1,280	20	624	10	1,904	30	192	62	2,158
本調査へ報告のあった学校数	117	3	120	4	237	7	47	10	294
本調査への報告数 (単位:件)	197	5	201	4	398	9	109	20	527

義務教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ小学校・中学校に区分している。

(2) 申告者別報告数 (単位:件)

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等学校	特別支援学校	都合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
教員本人	63	2	67	2	130	4	42	4	176
他の教員	19	0	53	0	72	0	11	14	97
児童・生徒本人	107	1	123	2	230	3	72	10	312
他の児童・生徒	70	0	71	0	141	0	45	3	189
保護者	35	2	41	0	76	2	24	6	106
地域住民	1	0	1	0	2	0	1	0	3
合計	295	5	356	4	651	9	195	37	883

(注)一つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計と]

3 報告の内容

【体罰の有無】

(※校数は延べ数)

分類		小学校				中学校				高 30年度	特 30年度	都合計	
		29年度		30年度		29年度		30年度					
		東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区				
①体罰	人数	3	0	7	0	10	0	8	0	8	0	23	
	校数	3	0	7	0	10	0	8	0	8	0	23	
②不適切な行為	ア 不適切な指導	人数	34	1	32	2	37	2	40	1	17	0	89
		校数	33	1	31	2	29	1	37	1	15	0	83
	イ 行き過ぎた指導	人数	2	0	2	0	4	0	3	0	1	0	6
		校数	2	0	2	0	3	0	3	0	1	0	6
	ウ 暴言等	人数	43	3	26	1	60	0	60	0	14	2	102
		校数	37	3	23	1	53	0	50	0	9	2	84
③指導の範囲内	人数	80	0	57	2	49	3	50	3	27	15	149	
	校数	58	0	46	2	36	2	42	3	22	8	118	
合計	人数	162	4	124	5	160	5	161	4	67	17	369	
	校数	133	4	109	5	131	3	140	4	55	10	314	

4 体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組

(1) 学校への指導

- ・合同校園長会及び小・中学校校長会での指導の徹底
- ・全校・園の管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言

(2) 教職員研修の充実

- ・7月を体罰防止月間として、全小・中学校において服務事故防止研修を実施
- ・副校長研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、若手教員育成研修における「服務に関する研修」の充実
- ・アンガーマネジメント研修の実施

(3) 東京都教育委員会の啓発資料の活用

体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		ガイドライン		
名称	特徴	内容	具体例	想定される事例
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等	有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無に関わらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	●授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、さらに増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ●メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)		一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ●柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
	暴力行為 (肉体的苦痛)		頭・頬をたたく、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が吐いたため、後ろから足を蹴った。
不適切な行為	不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使	手をはたく(しっぺ)、おでこを弾く(デコピン)、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首を掴んで連れ出すなどの行為を行った場合	●宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ●チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動	罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	●授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。 ●事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。
	行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身ともに疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使	腕をつかんで連れて行く、頭(顔・肩)を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	●友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ●授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
適切な指導	懲戒行為 教育指導としての有形力の行使	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為。スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使	注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩(背中)をたたきほめる、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導する場合	●授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ●大縄跳びの練習中、上手く中に入れなかった生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	●化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のビンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	●情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ●階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。